

宇都宮市立図書館条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 館内利用（第4条―第7条）
- 第3章 館外利用
 - 第1節 個人貸出（第8条―第15条）
 - 第2節 団体貸出（第16条）
 - 第3節 郵送貸出（第17条）
 - 第4節 生涯学習センター図書室（第18条）
 - 第5節 田原コミュニティプラザ図書室（第19条の2）
 - 第6節 図書館ブランチ（第20条）
- 第4章 寄贈及び寄託（第21条・第22条）
- 第5章 施設等の利用（第23条―第27条）
- 第6章 事務分掌（第28条）
- 第7章 雑則（第29条―第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、宇都宮市立図書館条例（昭和56年条例第25号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（平9教委規則8・平23教委規則3・一部改正）

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

（開館時間及び休館日）

第2条の2 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後7時まで（児童図書室にあつては午後6時まで）とする。

2 図書館の休館日は、次のとおりとする。

	宇都宮市立中央図書館	宇都宮市立東図書館，宇都宮市立南図書館，宇都宮市立上河内図書館及び宇都宮市立河内図書館
定休日	金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「法」という。)に規定する休日が金曜日にあたるときは、その前日	月曜日。ただし、法に規定する休日が月曜日にあたるときは、その翌日
図書整理日	毎月第3火曜日。ただし、法に規定する休日がその月の第3火曜日にあたるときは、その翌日	毎月第3木曜日。ただし、法に規定する休日がその月の第3木曜日にあたるときは、その前日
年末年始	12月29日から翌年1月3日まで	

特 別 整 理期間	年 10 日以内
--------------	----------

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、第 1 項の開館時間若しくは前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(平 9 教委規則 8・追加, 平 9 教委規則 14・平 12 教委規則 2・平 13 教委規則 1・平 19 教委規則 8・平 23 教委規則 3・一部改正)

(損害賠償)

第 3 条 利用者が、故意又は過失により図書館資料を紛失し、若しくは汚損したとき、又は施設若しくは設備を滅失し、若しくは破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(平 19 教委規則 8・一部改正)

第 2 章 館内利用

(利用の場所)

第 4 条 利用者は、図書館資料を利用しようとするときは、所定の場所で利用しなければならない。

(複写の依頼)

第 5 条 図書館資料のうちマイクロフィルム又は国立国会図書館から貸出しを受けた資料の複写を依頼しようとする者は、複写依頼申込書に手数料を添えて、申し込まなければならない。

(平 3 教委規則 6・平 9 教委規則 8・平 23 教委規則 3・一部改正)

(手数料)

第 6 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) マイクロフィルム 複写 1 枚につき 3 0 円

(2) 国立国会図書館から貸出しを受けた資料 複写 1 枚につき 1 0 円

(平 3 教委規則 6・平 9 教委規則 8・平 17 教委規則 1・平 23 教委規則 3・一部改正)

(手数料の減免)

第 7 条 条例第 4 条第 2 項の規定により、手数料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、手数料減免申請書を提出しなければならない。

(平 3 教委規則 6・平 9 教委規則 8・一部改正)

第 3 章 館外利用

第 1 節 個人貸出

(個人貸出の対象者)

第 8 条 図書館資料の個人貸出を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 市内に居住し、又は市内に所在する学校、官公署、事業所等に在学し、若しくは在職する者

(2) 別表第 1 に定める市町に居住している者（前号に掲げる者を除く。）

(平 8 教委規則 6・全改, 平 14 教委規則 1・一部改正)

(登録)

第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ居住又は身分を証明する書類を添えて登録申込書を提出し、利用カードの交付を受けなければならない。

(平3教委規則6・平4教委規則5・平8教委規則6・平19教委規則9・一部改正)

(紛失等の届出)

第10条 利用カードの交付を受けた者が、当該利用カードを紛失し、又は記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(平19教委規則8・一部改正)

(貸与等の禁止)

第11条 利用カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平19教委規則8・一部改正)

(登録の取消し等)

第12条 利用者が虚偽の登録を行い、又は前条の規定に違反するなど不正な行為をしたときは、一定の期間、図書館資料の貸出しを停止し、又はその登録を取り消すことができる。

2 利用者が長期間利用カードを使用しないとき、又は利用者の所在が不明となったときは、その登録を取り消すことができる。

(平23教委規則3・一部改正)

(貸出し)

第13条 第9条の規定により登録を受けた者が、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、利用カードを提示しなければならない。

2 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から2週間以内とする。ただし、複製画については、貸出日の翌日から1月以内とする。

3 第8条に該当する者が、図書館資料の貸出しを同時に受けることができる数(以下「貸出数」という。)は、別表第2のとおりとする。

4 館長は、特に必要があると認めるときは、貸出期間及び貸出数を変更することができる。

(平5教委規則5・平8教委規則6・平14教委規則1・平16教委規則7・平19教委規則9・一部改正)

(貸出しの制限)

第14条 前条の規定にかかわらず、館長は、特に指定した図書館資料の貸出しについては、貸出数を制限し、又は貸出しを禁止することができる。

(平5教委規則5・全改, 平19教委規則9・一部改正)

(貸出しの停止等)

第15条 図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間経過後なお図書館資料を返納しないときは、一定の期間、貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる。

第2節 団体貸出

(団体貸出の対象者等)

第16条 図書館資料(視聴覚資料及び複製画を除く。以下この条において同じ。)の団体貸出を受けることができるものは、市内の教育機関、社会教育団体、地域団体、職場団

体その他これらに類する団体で、教育委員会が適当と認めるものとする。

- 2 団体貸出に係る図書館資料の管理は、当該団体の代表者がその責めを負うものとする。
- 3 第9条から前条までの規定は、団体貸出について準用する。ただし、貸出数及び貸出期間については、別に定める。

(昭 62 教委規則 4・平 5 教委規則 5・平 8 教委規則 6・平 16 教委規則 7・平 19 教委規則 9・平 23 教委規則 3・一部改正)

第3節 郵送貸出

(郵送貸出の対象者等)

第17条 図書館資料(複製画を除く。以下この条において同じ。)の郵送貸出を受けることができる者は、市内に居住する次の各号に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳(以下「身障者手帳」という。)の交付を受けている者で、視覚障害1級から6級までのもの
- (2) 身障者手帳の交付を受けている者で、肢体不自由1級から6級までのもの
- (3) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項及び第2条第1項に該当するものとして、介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第7項及び第32条第6項の規定による要介護認定又は要支援認定の通知を受けた者
- (4) その他前各号に準ずる者で、郵送貸出以外に図書館の利用が困難と認められるもの

2 図書館資料の郵送貸出を受けようとする者は、登録の際、身障者手帳等を提示するものとする。

3 郵送貸出に係る費用は、市の負担とする。

4 第9条から第15条までの規定は、郵送貸出について準用する。ただし、貸出数は、別表第2のとおりとする。

5 前項の場合において、第13条第2項中「2週間以内」とあるのは「1月以内」と読み替えるものとする。

(昭 62 教委規則 4・平 5 教委規則 5・平 8 教委規則 6・平 12 教委規則 10・平 16 教委規則 1・平 16 教委規則 7・平 18 教委規則 10・平 19 教委規則 9・一部改正)

第4節 生涯学習センター図書室

(平 17 教委規則 2・全改)

(生涯学習センター図書室)

第18条 図書館は、生涯学習センター図書室に図書館資料を配置する。

2 生涯学習センター図書室を利用できる者は、第8条第1号に定める者とする。

(平 17 教委規則 2・全改)

第19条 削除

(平 17 教委規則 2)

第5節 田原コミュニティプラザ図書室

(平 22 教委規則 6・追加)

(田原コミュニティプラザ図書室)

第 19 条の 2 図書館は、田原コミュニティプラザ図書室に図書館資料を配置する。

2 図書館は、田原コミュニティプラザ図書室において次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書館資料の予約受付に関すること。
- (2) 図書館資料の貸出しに関すること。
- (3) 図書館資料の返納に関すること。
- (4) 図書館の利用登録に関すること。

3 田原コミュニティプラザ図書室を利用できる者は、第 8 条第 1 号に定めるものとする。
(平 22 教委規則 6・追加)

第 6 節 図書館ブランチ

(平 19 教委規則 21・全改、平 22 教委規則 6・旧第 5 節繰下)

(図書館ブランチ)

第 20 条 図書館は、バンバ出張所内において次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書館資料の予約受付に関すること。
- (2) 予約された図書館資料の貸出しに関すること。
- (3) 図書館資料の返納に関すること。
- (4) 図書館の利用登録に関すること。

2 図書館ブランチを利用できる者は、第 8 条第 1 号に定めるものとする。
(平 19 教委規則 21・全改)

第 4 章 寄贈及び寄託

(寄贈及び寄託)

第 21 条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 寄贈に要する費用は、寄贈者の負担とする。
(平 19 教委規則 9・一部改正)

(受託証書の交付等)

第 22 条 教育委員会は、図書館資料の寄託者に対して、受託証書を交付するものとする。

2 寄託を受けた図書館資料は、寄託について特別の条件がある場合を除き、図書館資料の取扱いの例によるものとする。
(平 3 教委規則 6・一部改正)

第 5 章 施設等の利用

(平 23 教委規則 3・改称)

(施設等の利用)

第 23 条 集会室(宇都宮市立南図書館を除く。)及び宇都宮市立南図書館の多目的ホール、楽屋、会議室及びギャラリー(以下「施設等」という。)を利用することができる団体は、本市で読書活動を行っている団体その他これに類する団体で、教育委員会が適当と認めるものとする。

- 2 施設等を利用しようとする団体は、あらかじめ施設利用申込書を提出して、利用の許可を受けなければならない。
- 3 教育委員会は、図書館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(平 3 教委規則 6・平 19 教委規則 9・平 23 教委規則 3・一部改正)

(利用許可の取消し又は変更)

第 24 条 第 23 条第 2 項の規定により利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設等の利用を取消し、又は変更しようとするときは、利用許可取消変更申請書を利用日の 7 日前までに教育委員会に提出しなければならない。

(平 23 教委規則 3・追加)

(原状回復の義務)

第 25 条 利用者は、施設等の利用が終了したとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

(平 23 教委規則 3・追加)

(遵守事項)

第 26 条 利用者は、施設等の利用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (2) 秩序又は風紀を乱す行為をしないこと。
- (3) 施設、設備、備品等をき損しないこと。
- (4) 施設内で喫煙しないこと。
- (5) その他管理上支障があると認める行為をしないこと。

(平 23 教委規則 3・追加)

(使用料の納付)

第 27 条 喫茶コーナーの利用者は、毎月末日までにその翌月分の使用料を納付するものとする。

(平 23 教委規則 3・追加)

第 6 章 事務分掌

(平 19 教委規則 9・改称、平 24 教委規則 8・旧第 7 章繰上)

(事務分掌)

第 28 条 図書館が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の文書、予算その他庶務に関すること。
- (2) 図書館の業務の進行管理に関すること。
- (3) 図書館の統計及び広報に関すること。
- (4) 図書館の施設及び設備の管理に関すること。
- (5) 図書館資料の収集、整理及び保管に関すること。
- (6) 図書館資料の利用及び調査相談に関すること。
- (7) 図書館資料の団体貸出に関すること。
- (8) 図書館資料の郵送貸出に関すること。
- (9) 生涯学習センター図書室及び田原コミュニティプラザ図書室の図書館資料に関すること。
- (10) 図書館資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (11) 読書活動の推進に関すること。
- (12) 読書関係団体の育成及び連絡調整に関すること。

(13) 研究会，講演会，資料展示会等に関すること。

(14) その他図書館奉仕に関すること。

2 宇都宮市立中央図書館が分掌する事務は，前項に定めるもののほか，次のとおりとする。

(1) 図書館の総合調整に関すること。

(2) 図書館コンピューターシステムの運用に関すること。

(3) 図書館ランチに関すること。

(平 19 教委規則 9・全改，平 19 教委規則 21・平 22 教委規則 6・一部改正，平 23 教委規則 3・旧第 27 条繰下・一部改正，平 24 教委規則 8・旧第 31 条繰上・一部改正)

第 7 章 雑則

(平 24 教委規則 8・旧第 8 章繰上)

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第 29 条 条例第 6 条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における第 24 条の規定の適用については，同条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(平 23 教委規則 3・追加，平 24 教委規則 8・旧第 32 条繰上・一部改正)

(様式)

第 30 条 この規則に定める申込書等の様式は，別に定める。

(平 4 教委規則 5・追加，平 14 教委規則 7・旧第 30 条繰上，平 23 教委規則 3・旧第 28 条繰下，平 24 教委規則 8・旧第 33 条繰上)

(補則)

第 31 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

(昭 62 教委規則 4・旧第 28 条繰下，平 4 教委規則 5・旧第 29 条繰下，平 14 教委規則 7・旧第 31 条繰上，平 23 教委規則 3・旧第 29 条繰下，平 24 教委規則 8・旧第 34 条繰上)

附 則

この規則中第 3 章第 4 節及び第 5 節・第 6 章並びに第 7 章の規定は昭和 56 年 4 月 1 日から，その他の規定は条例の施行の日から施行する。

(昭 56 教委規則 9・一部改正)

附 則 (昭和 56 年 6 月 24 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は，昭和 56 年 7 月 7 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 3 月 31 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は，昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 12 月 20 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は，平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 24 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は，平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 23 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は，平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 22 日教育委員会規則第 6 号）妙
（施行期日）

この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 24 日教育委員会規則第 8 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 11 月 28 日教育委員会規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 2 月 24 日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 10 月 27 日教育委員会規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 2 月 5 日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月 24 日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日教育委員会規則第 7 号）妙
（施行期日）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 17 日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 24 日教育委員会規則第 7 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 1 月 25 日教育委員会規則第 1 号第 2 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日教育委員会規則第 7 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 21 日教育委員会規則第 16 号）

この規則中第 1 条の規定は平成 18 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 1 月 10 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 17 日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日教育委員会規則第 10 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日教育委員会規則第 9 号）

この規則は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 29 日教育委員会規則第 21 号）

この規則は、平成 19 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 17 日教育委員会規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 3 月 23 日から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日教育委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日教育委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 23 年 7 月 16 日から施行する。ただし、第 2 条の 2 第 2 項の表の改正規定（「宇都宮市立図書館」を「宇都宮市立中央図書館」に改める部分に限る。）、第 5 条、第 6 条、第 12 条、第 16 条及び別表第 2 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日教育委員会規則第 8 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

（平 8 教委規則 6 ・追加，平 14 教委規則 1 ・旧別表・平 17 教委規則 7 ・平 17 教委規則 16 ・平 18 教委規則 2 ・平 19 教委規則 9 ・平 21 教委規則 7 ・平 24 教委規則 8 ・一部改正）

鹿沼市，日光市，真岡市，さくら市，下野市，上三川町，芳賀町，壬生町，高根沢町
--

別表第 2（第 13 条，第 17 条関係）

（平 19 教委規則 9 ・全改，平 23 教委規則 3 ・一部改正）

図書館資料（視聴覚資料及び複製画を除く。）	利用者 1 人につき 15 冊まで
視聴覚資料のうち音声資料	利用者 1 人につき 5 点まで
視聴覚資料のうち映像資料	利用者 1 人につき 5 点まで
複製画	利用者 1 人につき 3 点まで